

議案第73号 朝霞市国民健康保険条例の一部を改正する条例

こども・健康部保険年金課

1 改廃の目的

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴う改正及び改正された国民健康保険法第127条（令和6年12月2日施行）から「被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料」の規定が削られることに伴い改正する。

2 主な改正（制定）内容

朝霞市国民健康保険条例第12条から「被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料」を削る。

3 施行年月日

令和6年12月2日から施行

この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

担当

こども・健康部保険年金課国民健康保険係
電話463-0283